

佐賀労働局発表
令和4年3月29日(火)

【照会先】
佐賀労働局職業安定部
部長 三宅 秀朋
課長 山田 敏彦
電話 0952-32-7216

鳥栖市と佐賀労働局が「雇用対策協定」を締結しました

～基礎自治体との雇用対策協定の締結は県内初～

鳥栖市（市長 橋本 康志）と佐賀労働局（局長 加藤 博之）は、雇用に関する施策を密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、令和4年3月29日に連携・協力の内容などを定めた「鳥栖市雇用対策協定」を締結しました。

記

- 1 協定に基づき、次の事項について連携、協力します。
 - (1) 若者・就職氷河期世代に対する支援
 - (2) 子育て世代の働きやすい環境づくり
 - (3) 障害のある人の就労支援
 - (4) 高齢者の活躍推進
 - (5) 生活困窮者等の自立支援
 - (6) 多文化共生社会の実現
 - (7) 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保

参考資料

- 鳥栖市雇用対策協定（別添1）
- 鳥栖市市雇用対策協定の概要（別添2）

※ 協定に基づく事業計画については、今後すみやかに運営協議会を設置し、策定していくこととしています。

鳥栖市雇用対策協定

鳥 栖 市
厚生労働省佐賀労働局

鳥栖市雇用対策協定

鳥栖市（以下「市」という。）及び佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、鳥栖市域における総合的な雇用対策に密に連携して取り組むこととし、以下に従い「鳥栖市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 市の講ずる地域経済活性化、雇用創出、福祉等の取組と、労働局が講ずる職業紹介、人材育成、雇用保険、企業への啓発その他の雇用に関する取組を効率的かつ一体的に実施することにより、鳥栖市域経済の活性化に伴う人材の確保・育成、若者、女性、障害者、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備や職業の安定を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の進捗状況を把握するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会設置に係る詳細は、別途定めるものとする。

（要請等）

第4条 市長及び労働局長は、それぞれが実施する取組の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(協定締結当事者)

令和4年3月29日

鳥栖市長

厚生労働省佐賀労働局長

鳥栖市雇用対策協定の概要

1 目的

ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、鳥栖市が更に発展していくため、地域経済の活性化に伴う人材の確保・育成、人種、国籍、性別、年齢、身体障害等をはじめとする人の多様性を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境整備や職業の安定を図るための総合的な雇用対策に密に連携して取り組むことを目的とする。

2 協定に基づく取組内容（予定）

取組例	鳥栖市の取組	連携	ハローワーク鳥栖の取組
(1) 若者・就職氷河期世代に対する支援	国や県の関係機関と連携した多様な就業機会の確保		新規高卒求人企業を対象にした説明会
(2) 子育て世代の働きやすい環境づくり	ひとり親家庭支援事業		マザーズコーナーによる就労支援
(3) 障害のある人の就労支援	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の利用促進		企業指導、担当者制の専門的援助
(4) 高齢者の活躍推進	鳥栖市シルバー人材センターへの支援		生涯現役支援窓口
(5) 生活困窮者等の自立支援	就労支援事業		担当者制による就労支援
(6) 多文化共生社会の実現	多文化共生推進事業		外国人の雇用管理改善の取組
(7) 商工業の振興に伴う雇用創出・人材確保	企業誘致推進事業		人材確保支援

3 雇用対策協定の効果

これまで構築してきた連携基盤を強化・発展させるため、相互にPRを行うとともに現在の連携の進捗状況について確認を行う。また、さらに連携できる取組がないか継続的に検討し、住民サービスの向上を目指す。

1 雇用対策協定とは

- (1) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に
関する法律第31条に基づき、地方自治体の長と労働局長が締結する協定。
- (2) 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地
域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすと
ともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題への対応、住民サービ
スの向上を図ることを目的とする。

2 佐賀県内における雇用対策協定の締結状況について

- (1) 「基礎自治体」との雇用対策協定の締結は**県内初**。なお、佐賀県とは平成
29年3月に、佐賀県庁と佐賀労働局は『佐賀を支える「ひと」と「しごと」
の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』を締結している。

国と地方公共団体の雇用対策協定について（参考資料）

【根拠法令】

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）
（抄）

第十章 国と地方公共団体との連携等

（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）（抄）

（協定の締結等）

第十三条の二 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所(次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定(以下「雇用対策協定」という。)を締結することができる。

- 2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。